

改正案	現行
<p>（保険会社の取締役等の兼職制限等に係る特定関係者等） 第二条の三 法第八条第一項に規定する政令で定める特殊の関係のある者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 当該保険会社を子会社とする保険持株会社の子会社（当該保険会社及び前号に掲げる者を除く。）</p> <p>三 当該保険会社の子法人等（前二号に掲げる者を除く。）</p> <p>四 （略）</p> <p>五 当該保険会社を子法人等とする親法人等の子法人等（当該保険会社及び前各号に掲げる者を除く。）</p> <p>六 （略）</p> <p>七 当該保険会社が他の法人等（会社、組合その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含む。）をいう。次項及び第三項において同じ。）の関連法人等である場合における当該他の法人等</p> <p>八 当該保険会社を子法人等とする親法人等の関連法人等（第六号に掲げる者を除く。）</p> <p>九 当該保険会社の主要株主基準値以上の数の議決権（法第二条第十一項に規定する議決権をいう。以下同じ。）を保有する保険主要株主のうちその保有する当該保険会社に係る議決権が当該保険</p>	<p>（保険会社の取締役等の兼職制限等に係る特定関係者等） 第二条の三 法第八条第一項に規定する政令で定める特殊の関係のある者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 （同上）</p> <p>二 当該保険会社を子会社とする保険持株会社の子会社（当該保険会社及び前号に掲げる会社を除く。）</p> <p>三 当該保険会社の子法人等（前二号に掲げるものを除く。）</p> <p>四 （同上）</p> <p>五 当該保険会社を子法人等とする親法人等の子法人等（当該保険会社及び前各号に掲げるものを除く。）</p> <p>六 （同上）</p> <p>七 当該保険会社が他の法人等の関連法人等である場合における当該他の法人等</p> <p>八 当該保険会社を子法人等とする親法人等の関連法人等（第六号に掲げる関連法人等を除く。）</p> <p>九 当該保険会社の主要株主基準値以上の数の議決権（法第二条第十一項に規定する議決権をいう。第十三条の七を除き、以下同じ。）を保有する保険主要株主のうちその保有する当該保険会社に</p>

会社の総株主の議決権の百分の五十を超えるもの（個人に限る。以下この号及び第十四条第十号において「特定個人保険主要株主」という。）に係る次に掲げる会社、組合その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含み、当該保険会社を除く。以下この号及び第十四条第十号において「法人等」という。）

イ・ロ（略）

2 前項に規定する「親法人等」とは、他の法人等の財務及び営業又は事業の方針を決定する機関（株主総会その他これに準ずる機関をいう。以下この項において「意思決定機関」という。）を支配している法人等として内閣府令で定めるものをいい、前項及び次項に規定する「子法人等」とは、親法人等によりその意思決定機関を支配されている他の法人等をいう。この場合において、親法人等及び子法人等又は子法人等が他の法人等の意思決定機関を支配している場合における当該他の法人等は、その親法人等の子法人等とみなす。

3・4（略）

係る議決権が当該保険会社の総株主の議決権の百分の五十を超えるもの（個人に限る。以下この号及び第十四条第十号において「特定個人保険主要株主」という。）に係る次に掲げる会社、組合その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含み、当該保険会社を除く。以下この号及び第十四条第十号において「法人等」という。）

イ・ロ（同上）

2 前項に規定する「親法人等」とは、他の法人等（会社、組合その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含む。）をいう。以下この項及び次項において同じ。）の財務及び営業又は事業の方針を決定する機関（株主総会その他これに準ずる機関をいう。以下この項において「意思決定機関」という。）を支配している法人等として内閣府令で定めるものをいい、前項に規定する「子法人等」とは、親法人等によりその意思決定機関を支配されている他の法人等をいう。この場合において、親法人等及び子法人等又は子法人等が他の法人等の意思決定機関を支配している場合における当該他の法人等は、その親法人等の子法人等とみなす。

3・4（同上）

(相互会社の社債発行に関する法令の適用)

第九条の四 法第六十一条の九に規定する政令で定める法令は、担保付社債信託法(明治三十八年法律第五十二号)、社債等登録法(昭和十七年法律第十一号)及び社債等登録法施行令(昭和十七年勅令第四百九号)並びに企業担保法(昭和三十三年法律第六号)及び企業担保登記登録令(昭和三十三年政令第八十七号)とし、法第六十一条に規定する社債に係るこれらの法令の規定の適用については、相互会社又はその名称、主たる事務所若しくは社員は、それぞれ会社法第二編の規定に規定する株式会社又はその商号、本店若しくは株主とみなす。この場合において、企業担保法第四条第一項中「株式会社登記簿」とあるのは、「相互会社登記簿」とする。

(保険金請求権等の範囲)

第十一条 法第七十条第五項から第七項までの保険金請求権等は、同条第二項の規定による公告の時に既に生じているものに限るものとする。

(保険金請求権等の範囲)

第十二条 法第八十八条第五項から第七項までの保険金請求権等は、同条第二項の規定による公告の時に既に生じているものに限

(相互会社の社債発行に関する法令の適用)

第九条の四 法第六十一条の九に規定する政令で定める法令は、担保付社債信託法(明治三十八年法律第五十二号)、信託法(大正十一年法律第六十二号)及び有価証券ノ信託財産表示及信託財産二属スル金銭ノ管理ニ関スル件(大正十一年勅令第五百十九号)、社債等登録法(昭和十七年法律第十一号)及び社債等登録法施行令(昭和十七年勅令第四百九号)並びに企業担保法(昭和三十三年法律第六号)及び企業担保登記登録令(昭和三十三年政令第八十七号)とし、法第六十一条に規定する社債に係るこれらの法令の規定の適用については、相互会社又はその名称、主たる事務所若しくは社員は、それぞれ会社法第二編の規定に規定する株式会社又はその商号、本店若しくは株主とみなす。この場合において、企業担保法第四条第一項中「株式会社登記簿」とあるのは、「相互会社登記簿」とする。

(新設)

第十一条 法第七十条第五項、第七項及び第八項の保険金請求権等は、同条第二項の規定による公告の時に既に生じているものに限るものとする。

(保険金請求権等の範囲)

第十二条 法第八十八条第五項、第七項及び第八項の保険金請求権等は、法第八十八条第二項の規定による公告の時に既に生じて

るものとする。

(社債等の募集又は管理の受託等に関する法令の適用)

第十三条 法第九十九条第六項に規定する政令で定める法令は、次の各号に規定する法令とし、これらの法令の規定の適用については、当該各号に定めるところによるほか、第一号及び第二号に規定する法令の同条第二項各号に掲げる業務に関する規定の適用については、相互会社の名称、主たる事務所又は事業を、それぞれ会社法第二編に規定する株式会社の商号、本店又は事業とみなす。

一 (略)

二 担保付社債信託法の規定(他の法令において準用する場合を含む。)(の適用については、相互会社を同法第三条の規定により担保付社債に関する信託事業の免許を受けることができる会社とみなす。

三 (略)

(委託者及び受託者と密接な関係を有する者)

第十三条の五の二 法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十二條第二項に規定する委託者と密接な関係を有する者として政令で定める者は、次に掲げるものとする。

一 当該委託者の役員(取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、監査役又はこれらに類する役職にある者をい

いるものに限るものとする。

(社債等の募集又は管理の受託等に関する法令の適用)

第十三条 法第九十九条第六項に規定する政令で定める法令は、次の各号に規定する法令とし、これらの法令の規定の適用については、当該各号に定めるところによるほか、第一号及び第二号に規定する法令の同条第二項各号に掲げる業務に関する規定の適用については、相互会社の名称、主たる事務所又は事業を、それぞれ会社法第二編に規定する株式会社の商号、本店又は事業とみなす。

一 (同上)

二 担保付社債信託法の規定(他の法令において準用する場合を含む。)(の適用については、保険会社を同法第五条第一項の規定により担保付社債に関する信託事業の免許を受けることができる銀行とみなす。この場合において、同法第六条中「銀行事業」とあるのは、「保険会社ノ業務」とする。

三 (同上)

(新設)

- う。以下この条及び第十三条の七において同じ。）又は使用人
- 二 当該委託者の子法人等（第二条の三第二項に規定する子法人等をいう。以下同じ。）
- 三 当該委託者を子法人等とする親法人等（第二条の三第二項に規定する親法人等をいう。以下同じ。）
- 四 当該委託者を子法人等とする親法人等の子法人等（当該委託者及び前二号に掲げる者を除く。）
- 五 当該委託者の関連法人等（第二条の三第三項に規定する関連法人等をいう。以下同じ。）
- 六 当該委託者を子法人等とする親法人等の関連法人等（前号に掲げる者を除く。）
- 七 当該委託者の特定個人株主
- 八 前号に掲げる者に係る次に掲げる会社、組合その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含み、当該委託者を除く。以下この号において「法人等」という。）
- イ 前号に掲げる者がその総株主等の議決権の百分の五十を超え
る議決権を保有する法人等（当該法人等の子法人等及び関連法人等を含む。）
- ロ 前号に掲げる者がその総株主等の議決権の百分の二十以上百分の五十以下の議決権を保有する法人等
- 2| 法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十三条第二項に規定する受託者と密接な関係を有する者として政令で定める者は、次に掲げるものとする。

-
- 一 当該受託者の役員又は使用人
 - 二 当該受託者の子法人等
 - 三 当該受託者を子法人等とする親法人等
 - 四 当該受託者を子法人等とする親法人等の子法人等（当該受託者及び前二号に掲げる者を除く。）
 - 五 当該受託者の関連法人等
 - 六 当該受託者を子法人等とする親法人等の関連法人等（前号に掲げる者を除く。）
 - 七 当該受託者の特定個人株主
 - 八 前号に掲げる者に係る次に掲げる会社、組合その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含み、当該受託者を除く。以下この号において「法人等」という。）
 - イ 前号に掲げる者がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する法人等（当該法人等の子法人等及び関連法人等を含む。）
 - ロ 前号に掲げる者がその総株主等の議決権の百分の二十以上百分の五十以下の議決権を保有する法人等
- 3) 前二項に規定する「特定個人株主」とは、その総株主等の議決権の百分の五十を超える対象議決権（信託業法第五条第五項に規定する対象議決権をいう。）を保有する個人をいう。
- （保険金信託業務を行う生命保険会社等と密接な関係を有する者の範囲）
-

（保険金信託業務を行う生命保険会社等と密接な関係を有する者の範囲）

第十三条の七 法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十九條第二項第一号に規定する政令で定める者は、次に掲げるものとする。

一 保険金信託業務を行う生命保険会社等の役員又は使用人

二 保険金信託業務を行う生命保険会社等の子法人等

第十三条の七 法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十九條第二項第一号に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 保険金信託業務を行う生命保険会社等の役員（取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、監査役又はこれらに類する役職にある者をいう。以下この項において同じ。）又は使用人

二 保険金信託業務を行う生命保険会社等の経営を支配しているものとして次に掲げる要件のいずれかに該当する者

イ 次に掲げる者が保有している当該保険金信託業務を行う生命保険会社等に係る信託業法第五條第五項に規定する議決権（に掲げる者が同法第二條第二項に規定する信託会社、同法第六項に規定する外国信託会社又は金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一條第一項の認可を受けて信託業務を営む金融機関（以下この号において「信託業務を営む金融機関」という。）である場合にあつては、金銭又は有価証券の信託に係る信託財産として所有する株式又は出資に係る信託業法第五條第五項に規定する議決権であつて委託者又は受益者が行使し、又はその行使について当該信託会社、外国信託会社若しくは信託業務を営む金融機関に指図することができるものを除く。）の数の合計が、当該保険金信託業務を行う生命保険会社等の総株主又は総出資者の同項に規定する議決権（以下この項において単に「議決権」という。）の百分の

五十を超えていること。

― 当該者

当該者が法人その他の団体（以下この項において「法人等」という。）である場合におけるその役員及び主要株主（法人等の総株主又は総出資者の議決権の百分の十以上の議決権を保有している者をいう。次号において同じ。）

又は に掲げる者の親族

に掲げる主要株主が法人等である場合におけるその役員並びに当該主要株主の関係親法人等（法人等が他の法人等の総株主又は総出資者の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している場合における当該法人等をいい、これに準ずる者として内閣府令で定めるものを含む。次号において同じ。）及びその役員

から までに掲げる者が、法人等の総株主又は総出資者の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している場合における当該法人等及びその役員

に掲げる法人等の関係子法人等（法人等が他の法人等の総株主又は総出資者の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している場合における当該他の法人等をいい、これに準ずる者として内閣府令で定めるものを含む。次号において同じ。）及びその役員

ロ イ から までに掲げる者並びにイ に掲げる者の役員であつた者（役員でなくなつた日から二年を経過するまでの者に

三 保険金信託業務を行う生命保険会社等を子法人等とする親法人等

限る。次号において同じ。）及び使用人が、当該保険金信託業務を行う生命保険会社等の取締役若しくは執行役（これらに類する役職にある者を含む。以下この号及び次号において同じ。）又はその代表権を有する取締役若しくは執行役の過半数を占めていること。

三 保険金信託業務を行う生命保険会社等によってその経営が支配されているものとして次に掲げる要件のいずれかに該当する法人等

イ 次に掲げる者が保有している当該法人等の議決権（に掲げる者にあつては、金銭又は有価証券の信託に係る信託財産として所有する株式又は出資に係る議決権であつて委託者又は受益者が行使し、又はその行使について当該保険金信託業務を行う生命保険会社等に指図することができるものを除く。）の数の合計が、当該法人等の総株主又は総出資者の議決権の百分の五十を超えていること。

当該保険金信託業務を行う生命保険会社等

当該保険金信託業務を行う生命保険会社等の役員及び主要株主

又は に掲げる者の親族

に掲げる主要株主が法人等である場合におけるその役員並びに当該主要株主の関係親法人等及びその役員

から までに掲げる者が、法人等の総株主又は総出資者の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している場合に

- 四 保険金信託業務を行う生命保険会社等を子法人等とする親法人等の子法人等（当該保険金信託業務を行う生命保険会社等及び前二号に掲げる者を除く。）
- 五 保険金信託業務を行う生命保険会社等の関連法人等
- 六 保険金信託業務を行う生命保険会社等を子法人等とする親法人等の関連法人等（前号に掲げる者を除く。）
- 七 保険金信託業務を行う生命保険会社等の特定個人株主（第十三条の五の二第三項に規定する特定個人株主をいう。）
- 八 前号に掲げる者に係る次に掲げる会社、組合その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含み、保険金信託業務を行う生命保険会社等を除く。以下この号において「法人等」という。）
- イ 前号に掲げる者がその総株主等の議決権の百分の五十を超え
る議決権を保有する法人等（当該法人等の子法人等及び関連法人等を含む。）
- ロ 前号に掲げる者がその総株主等の議決権の百分の二十以上百分の五十以下の議決権を保有する法人等

おける当該法人等及びその役員

に掲げる法人等の関係子法人等及びその役員

ロ イ から までに掲げる者並びにイ に掲げる者の役員であつた者及び使用人が、当該法人等の取締役若しくは執行役又はその代表権を有する取締役若しくは執行役の過半数を占めて
いること。

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

2 保険金信託業務を行う生命保険会社等が法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十二條第一項の規定により保険金信託業務の委託をした場合における当該委託を受けた者についての前項の規定の適用については、同項中「保険金信託業務を行う生命保険会社等」とあるのは、「保険金信託業務を行う生命保険会社等から保険金信託業務の委託を受けた者」とする。

(保険会社の特定関係者)

第十四条 法第百条の三本文に規定する政令で定める特殊の関係のある者は、次に掲げる者とする。

一～三 (略)

四 前号に掲げる者の子会社(当該保険会社及び第一号に掲げる者を除く。)

五 当該保険会社の子法人等(第一号に掲げる者を除く。)

六 当該保険会社を子法人等とする親法人等(第二号及び第三号に掲げる者を除く。)

2 保険金信託業務を行う生命保険会社等が法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十二條第一項の規定により保険金信託業務の委託をした場合における当該委託を受けた者についての前項の規定の適用については、同項(第二号イを除く。)中「保険金信託業務を行う生命保険会社等」とあるのは、「保険金信託業務を行う生命保険会社等から保険金信託業務の委託を受けた者」と、同項第二号イ中「保険金信託業務を行う生命保険会社等の」とあるのは、「保険金信託業務を行う生命保険会社等から保険金信託業務の委託を受けた者の」とする。

(保険会社の特定関係者)

第十四条 法第百条の三本文に規定する政令で定める特殊の関係のある者は、次に掲げる者とする。

一～三 (同上)

四 前号に掲げる保険持株会社の子会社であつて、当該保険会社及び第一号に掲げる会社以外の会社

五 当該保険会社の子法人等(第二条の三第二項に規定する子法人等をいう。以下この条及び第二十九條において同じ。)であつて、第一号に掲げる会社以外の者

六 当該保険会社を子法人等とする親法人等(第二条の三第二項に規定する親法人等をいう。以下この条及び第二十九條において同じ。)であつて、第二号に掲げる保険主要株主及び第三号に掲げる保険持株会社以外の者

七 当該保険会社を子法人等とする親法人等の子法人等（当該保険会社及び前各号に掲げる者を除く。）

八 当該保険会社の関連法人等

九 当該保険会社を子法人等とする親法人等の関連法人等（前号に掲げる者を除く。）

十 （略）

（消滅株式会社に係る債権者の異議について準用する法の規定の読み替える法）

第十七条の五 法第六十五條の七第四項の規定において同条第一項の規定による債権者の異議について法第七十條第四項及び第六項から第八項までの規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読み替えるは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)
第七十條第六項	第六十九條第一項	第六十五條の三第一項
第七十條第七項及び第八項	前各項	第四項から前項まで及び第六十五條の七第一項から第三項まで

七 当該保険会社を子法人等とする親法人等の子法人等であつて、当該保険会社及び前各号に掲げるもの以外の者

八 当該保険会社の関連法人等（第二條の三第三項に規定する関連法人等をいふ。以下この条及び第二十九條において同じ。）

九 当該保険会社を子法人等とする親法人等の関連法人等であつて、前号に掲げる関連法人等以外の者

十 （同上）

（消滅株式会社に係る債権者の異議について準用する法の規定の読み替える法）

第十七条の五 法第六十五條の七第四項の規定において同条第一項の規定による債権者の異議について法第七十條第四項及び第七項から第九項までの規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読み替えるは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(同上)	(同上)	(同上)
第七十條第七項	第六十九條第一項	第六十五條の三第一項
第七十條第八項及び第九項	前各項	第四項から前項まで及び第六十五條の七第一項から第三項まで

(保険金請求権等の範囲)
 第十七条の六 法第百六十五条の七第四項において準用する法第七十条第五項から第七項までの保険金請求権等は、法第百六十五条の七第二項の規定による公告の時に既に生じているものに限るものとする。

(吸収合併存続株式会社について準用する法等の規定の読替え)
 第十七条の七 1・2 (略)

3 法第百六十五条の十二の規定において吸収合併存続株式会社について法第百六十五条の七第四項の規定を準用する場合における同項において準用する法第七十条第四項及び第六項から第八項までの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	(略)	読み替えられる字句	(略)	読み替える字句	(略)
第七十条第六項	第六十九條第一項	第六十九條第一項	第六十九條第一項	第四項から前項まで及び第六十五條の七第一項から第三項まで	第四項から前項まで及び第六十五條の七第一項から第三項まで
第七十条第七項	前各項	前各項	前各項	第四項から前項まで及び第六十五條の七第一項から第三項まで	第四項から前項まで及び第六十五條の七第一項から第三項まで
組織変更				吸収合併	吸収合併

(保険金請求権等の範囲)
 第十七条の六 法第百六十五条の七第四項において準用する法第七十条第五項、第七項及び第八項の保険金請求権等は、法第百六十五条の七第二項の規定による公告の時に既に生じているものに限るものとする。

(吸収合併存続株式会社について準用する法等の規定の読替え)
 第十七条の七 1・2 (同上)

3 法第百六十五条の十二の規定において吸収合併存続株式会社について法第百六十五条の七第四項の規定を準用する場合における同項において準用する法第七十条第四項及び第七項から第九項までの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	(同上)	読み替えられる字句	(同上)	読み替える字句	(同上)
第七十条第七項	第六十九條第一項	第六十九條第一項	第六十九條第一項	第四項、第五項及び前項並びに第六十五條の七第一項から第三項まで	第四項、第五項及び前項並びに第六十五條の七第一項から第三項まで
第七十条第八項	前各項	前各項	前各項	第四項、第五項及び前項並びに第六十五條の七第一項から第三項まで	第四項、第五項及び前項並びに第六十五條の七第一項から第三項まで
組織変更				吸収合併	吸収合併

第七十条第八項	前各項	第四項から前項まで及び第六十五条の七第一項から第二項まで
---------	-----	------------------------------

第七十条第九項	前各項	第四項、第五項、第七項及び前項並びに第六十五条の七第一項から第三項まで
---------	-----	-------------------------------------

(保険金請求権等の範囲)
 第十七条の八 法第六十五条の十二において準用する法第六十五条の七第四項において準用する法第七十条第五項から第七項までの保険金請求権等は、法第六十五条の十二において準用する法第六十五条の七第二項の規定による公告の時に既に生じているものに限るものとする。

(保険金請求権等の範囲)
 第十七条の八 法第六十五条の十二において準用する法第六十五条の七第四項において準用する法第七十条第五項、第七項及び第八項の保険金請求権等は、法第六十五条の十二において準用する法第六十五条の七第二項の規定による公告の時に既に生じているものに限るものとする。

(消滅相互会社に係る債権者の異議について準用する法の規定の読替え)
 第十七条の十 法第六十五条の十七第四項の規定において同条第一項の規定による債権者の異議について法第八十八条第四項、第六項、第七項及び第九項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

(消滅相互会社に係る債権者の異議について準用する法の規定の読替え)
 第十七条の十 法第六十五条の十七第四項の規定において同条第一項の規定による債権者の異議について法第八十八条第四項、第七項、第八項及び第十項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

項	(略)	読み替える法の規定
第八十八条第六項	(略)	読み替えられる字句
第八十六条第一項	(略)	読み替える字句
第六十六条の十六第一項	(略)	

項	(同上)	読み替える法の規定
第八十八条第七項	(同上)	読み替えられる字句
第八十六条第一項	(同上)	読み替える字句
第六十六条の十六第一項	(同上)	

第八十八条第七項	前各項	第四項から前項まで及び第六十五条の十七第一項から第三項まで
第八十八条第九項	前各項	第四項から第七項まで及び第六十五条の十七第一項から第三項まで

(保険金請求権等の範囲)

第十七条の十一 法第六十五条の十七第四項において準用する法第八十八条第五項から第七項までの保険金請求権等は、法第六十五条の十七第二項の規定による公告の時に既に生じているものに限るものとする。

(吸収合併存続相互会社について準用する法の規定の読替え)

第十七条の十二 (略)

2 法第六十五条の二十の規定において吸収合併存続相互会社について法第六十五条の十七第四項の規定を準用する場合における同項において準用する法第八十八条第四項、第六項、第七項及び第九項の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)
第八十八条第六	第八十六条第一	第六十六条の十六第一項

第八十八条第八項	前各項	第四項から前項まで及び第六十五条の十七第一項から第三項まで
第八十八条第十項	前各項	第四項から第八項まで及び第六十五条の十七第一項から第三項まで

(保険金請求権等の範囲)

第十七条の十一 法第六十五条の十七第四項において準用する法第八十八条第五項、第七項及び第八項の保険金請求権等は、法第六十五条の十七第二項の規定による公告の時に既に生じているものに限るものとする。

(吸収合併存続相互会社について準用する法の規定の読替え)

第十七条の十二 (同上)

2 法第六十五条の二十の規定において吸収合併存続相互会社について法第六十五条の十七第四項の規定を準用する場合における同項において準用する法第八十八条第四項、第七項、第八項及び第十項の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(同上)	(同上)	(同上)
第八十八条第七	第八十六条第一	第六十六条の十六第一項

項	項	項
第八十八条第七	前各項	第四項から前項まで及び第六十五条の十七第一項から第三項まで
	組織変更	吸収合併
第八十八条第九	前各項	第四項から第七項まで及び第六十五条の十七第一項から第三項まで

(保険金請求権等の範囲)

第十七条の十三 法第六十五条の二十において準用する法第六十五条の十七第四項において準用する法第八十八条第五項から第七項までの保険金請求権等は、法第六十五条の二十において準用する法第六十五条の十七第二項の規定による公告の時に既に生じているものに限るものとする。

(保険金請求権等の範囲)

第十七条の十五 法第六十五条の二十四第五項から第七項までの保険金請求権等は、同条第二項の規定による公告の時に既に生じているものに限るものとする。

項	項	項
第八十八条第八	前各項	第四項、第五項及び前項並びに第六十五条の十七第一項から第三項まで
	組織変更	吸収合併
第八十八条第十	前各項	第四項、第五項、第七項及び第八項並びに第六十五条の十七第一項から第三項まで

(保険金請求権等の範囲)

第十七条の十三 法第六十五条の二十において準用する法第六十五条の十七第四項において準用する法第八十八条第五項、第七項及び第八項の保険金請求権等は、法第六十五条の二十において準用する法第六十五条の十七第二項の規定による公告の時に既に生じているものに限るものとする。

(保険金請求権等の範囲)

第十七条の十五 法第六十五条の二十四第五項、第七項及び第八項の保険金請求権等は、同条第二項の規定による公告の時に既に生じているものに限るものとする。

(相互会社と他の相互会社等との合併の無効の訴えについて準用する会社法の規定の読替え)

第十七条の十七 法第七十一条の規定において法第五十九条第一項の合併の無効の訴えについて会社法第八百三十六条第一項並びに第九百三十七条第三項(第二号及び第三号に係る部分に限る。)及び第四項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----

(外国保険会社等の特殊関係者)

第二十九条 法第九十四条本文に規定する政令で定める特殊の関係のある者は、次に掲げる者とする。

一・二

三 前号に掲げる者の子法人等(当該外国保険会社等及び第一号に掲げる者を除く。)

四 (略)

五 第二号に掲げる者の関連法人等(前号に掲げる者を除く。)

(保険金請求権等の範囲)

第三十七条 法第二百五十五条第二項において読み替えて適用する法第六十五条の七第四項(法第六十五条の十二において準用する

(相互会社と他の相互会社等との合併の無効の訴えについて準用する会社法の規定の読替え)

第十七条の十七 法七十二條の規定において法第五十九条第一項の合併の無効の訴えについて会社法第八百三十六条第一項並びに第九百三十七条第三項(第二号及び第三号に係る部分に限る。)及び第四項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

(同上)	(同上)	(同上)
------	------	------

(外国保険会社等の特殊関係者)

第二十九条 法第九十四条本文に規定する政令で定める特殊の関係のある者は、次に掲げる者とする。

一・二

三 前号に掲げる親法人等の子法人等(当該外国保険会社等及び第一号に掲げる者を除く。)

四 (同上)

五 第二号に掲げる親法人等の関連法人等(前号に掲げる関連法人等を除く。)

(保険金請求権等の範囲)

第三十七条 法第二百五十五条第二項において読み替えて適用する法第六十五条の七第四項(法第六十五条の十二において準用する

場合を含む。)において準用する法第七十条第六項、法第六十五条の十七第四項(法第六十五条の二十において準用する場合を含む。)において準用する法第八十八条第六項又は法第六十五条の二十四第六項に規定する政令で定める権利は、第三条各号に掲げる権利とする。

(少額短期保険業者の特定関係者)

第三十八条の十 法第二百七十二条の十三第二項において準用する法第一百条の三本文に規定する政令で定める特殊の関係のある者は、次に掲げる者とする。

一～三 (略)

四 前号に掲げる者の子会社(当該少額短期保険業者及び第一号に掲げる者を除く。)

五 当該少額短期保険業者の子法人等(第一号に掲げる者を除く。)

)

六 当該少額短期保険業者を子法人等とする親法人等(第二号及び第三号に掲げる者を除く。)

七 当該少額短期保険業者を子法人等とする親法人等の子法人等(当該少額短期保険業者及び前各号に掲げる者を除く。)

八 当該少額短期保険業者の関連法人等

場合を含む。)において準用する法第七十条第七項、法第六十五条の十七第四項(法第六十五条の二十において準用する場合を含む。)において準用する法第八十八条第七項又は法第六十五条の二十四第七項に規定する政令で定める権利は、第三条各号に掲げる権利とする。

(少額短期保険業者の特定関係者)

第三十八条の十 法第二百七十二条の十三第二項において準用する法第一百条の三本文に規定する政令で定める特殊の関係のある者は、次に掲げる者とする。

一～三 (同上)

四 前号に掲げる少額短期保険持株会社の子会社であつて、当該少額短期保険業者及び第一号に掲げる会社以外の会社

五 当該少額短期保険業者の子法人等(第二条の三第二項に規定する子法人等をいう。以下この条において同じ。)であつて、第一号に掲げる会社以外の者

六 当該少額短期保険業者を子法人等とする親法人等(第二条の三第二項に規定する親法人等をいう。以下この条において同じ。)であつて、第二号に掲げる少額短期保険主要株主及び第三号に掲げる少額短期保険持株会社以外の者

七 当該少額短期保険業者を子法人等とする親法人等の子法人等であつて、当該少額短期保険業者及び前各号に掲げるもの以外の者

八 当該少額短期保険業者の関連法人等(第二条の三第三項に規定

九 当該少額短期保険業者を子法人等とする親法人等の関連法人等
(前号に掲げる者を除く。)

十 第二号に掲げる者のうちその保有する当該少額短期保険業者に
係る議決権が当該少額短期保険業者の総株主の議決権の百分の五
十を超えるもの(個人に限る。以下この号において「特定個人少
額短期保険主要株主」という。)に係る次に掲げる会社、組合そ
の他これらに準ずる事業体(外国におけるこれらに相当するもの
を含み、当該少額短期保険業者を除く。以下この号において「法
人等」という。)

イ・ロ (略)

する関連法人等をいう。以下この条において同じ。)

九 当該少額短期保険業者を子法人等とする親法人等の関連法人等
であつて、前号に掲げる関連法人等以外の者

十 第二号に掲げる少額短期保険主要株主のうちその保有する当該
少額短期保険業者に係る議決権が当該少額短期保険業者の総株主
の議決権の百分の五十を超えるもの(個人に限る。以下この号に
おいて「特定個人少額短期保険主要株主」という。)に係る次に
掲げる会社、組合その他これらに準ずる事業体(外国におけるこ
れらに相当するものを含み、当該少額短期保険業者を除く。以下
この号において「法人等」という。)

イ・ロ (同上)